

令和7年度 大井町食品ロス実態調査報告書

(1) 実施概要

■実施日時	令和8年1月22日（木）
■作業場所	大井町剪定枝破碎場
■作業時間	8:30～16:00（休憩・準備片付け含む） ※調査試料は9時10分頃搬入、組成調査作業は9時30分～14時30分
■作業体制	大井町職員4名（試料の搬入作業） 大井町、中井町、松田町 職員6名（組成調査作業）
■調査試料	・2地域、①平坦部（住宅地域）、②丘陵部（農村地域）を調査対象とした。 ・2地域合計で約400kg（①が約200kg、②が約200kg）の試料から、合計で約143kgの食品廃棄物を抽出、組成調査を行った。 ・サンプルは平ボディ車で収集。収集したごみのうち、それぞれの地域で約200kgずつを調査試料とした。

(2) 調査実施計画

1) 処理計画・目標等

「大井町一般廃棄物処理基本計画」（令和3年3月策定）に基づき、「町民、行政、事業者の一体的な取り組みにより、SDGsを踏まえた持続可能な資源循環型社会の構築を目指す」を基本理念に、「3Rの考え方と優先順位（①リデュース②リユース③リサイクル）に基づき、ごみの抑制と再使用を優先した社会づくりの推進」や「町民は、ごみの排出を可能な限り抑制するライフスタイルを身につけ実践するとともに環境保全への意識の高揚を図る」などの基本方針を4つ設定しており、家庭ごみはその排出抑制と再資源化に努め、令和17年度までに1人1日当たり650g/人・日以下にすることを目標として掲げている。

食品廃棄物に関連する施策としては、広報等を通じて、食材の計画的な購入や食材の食べ切りなど発生抑制の啓発活動を行うとともに、段ボールコンポストを使用した、生ごみの減量化・たい肥化を推進しており、希望者に対しては無料で器材を配布するなど、町民が利用しやすい環境整備を行っている。

また、令和6年度からは「生ごみ処理機器等購入費補助事業」を開始し、家庭における食品廃棄物のさらなる減量化を促進している。

2) 対象とする一般廃棄物

大井町の家庭ごみの分別方法等について図表 1 に示す。

食品ロスに関する調査は「燃やすごみ」を対象に調査を実施した。

図表 1 家庭ごみの出し方の概要（大井町）

項目	内容
家庭ごみの分別	・燃やすごみ、不燃ごみ、資源（古紙、布、容器包装プラスチック、びん、缶、ペットボトル）、有害ごみ、粗大ごみ、剪定枝
うち、「燃やすごみ」の内容	・週 2 回の収集 ・生ごみ（厨芥類）、プラスチック製品、革製品、ゴム類、繊維類、枝（太さ 5 cm まで）、その他 30 cm 程度までの可燃性のもの
ごみ袋の有料化	・家庭ごみの指定袋あり ・店頭価格の指定無し
その他	・容器包装プラスチックの収集あり（プラスチック製容器・包装類、発泡スチロール、汚れが落ちないものは燃やすごみへ） 週 1 回 ・古紙、布の収集あり（新聞、雑誌、ダンボール、飲料用パック、ざつ紙、汚れていない布類） 月 2 回

3) 調査対象地域・採取方法等の検討

調査対象地域は地域の特性を踏まえて、「①平坦部（住宅地域）」、「②丘陵部（農村地域）」の 2 地域とした。

各地域の特徴としては、「①平坦部（住宅地域）」は戸建住宅が多く、ファミリー層から高齢者層までの世帯が住み、近距離にはスーパーや飲食店などの商業施設がある地域、「②丘陵部（農村地域）」は農地が多く残っており兼業農家が多い地域である。

調査日当日の朝、ごみ集積所に家庭から排出された「燃やすごみ」を町職員が「①平坦部（住宅地域）」は 2t 平ボディ車 1 台で、「②丘陵部（農村地域）」は軽トラック 2 台で収集し、調査場所である大井町剪定枝破碎場に搬入した。

(3) 調査結果の概要

1) 試料中の食品廃棄物の割合

調査対象とした試料について（図表 2）、2 地域の合計で 117 袋 401.72kg、1 袋あたりの平均重量は約 3.43kg であった。地域別に見ると、①平坦部（住宅地域）が 66 袋 200.16kg、②丘陵部（農村地域）が 51 袋 201.56kg を調査対象とした。

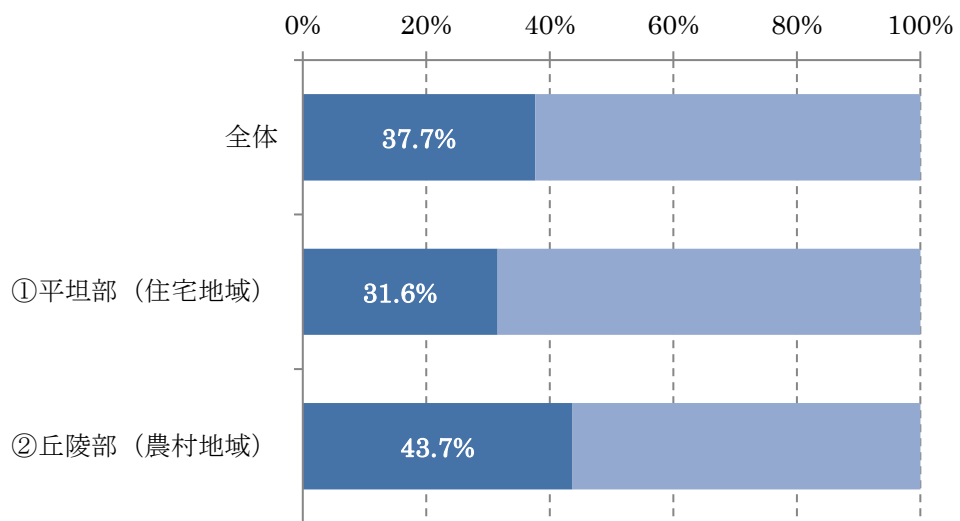
図表 2 調査対象とした試料概要（大井町）

	袋数（個）	重量（kg）	容量（L）	1 袋あたり	
				重量（kg）	容量（L）
合計	117	401.72	4,740	3.43	40.5
①平坦部（住宅地域）	66	200.16	2,660	3.03	40.3
②丘陵部（農村地域）	51	201.56	2,080	3.95	40.8

※合計は、2 地域の調査結果を足して算出したもの

試料中の食品廃棄物の割合について（図表 3）、2 地域の全体では 37.7%、地域別に見ると①平坦部（住宅地域）が 31.6%、②丘陵部（農村地域）が 43.7.0%となっている。

図表 3 試料中の食品廃棄物の割合（大井町）



（単位：kg）

	サンプリング試料 A	うち、食品廃棄物 B	食品廃棄物割合 C (=B/A)	食品廃棄物以外 D (=1 - C)
全体	401.72	151.28	37.7%	62.3%
①平坦部（住宅地域）	200.16	63.20	31.6%	68.4%
②丘陵部（農村地域）	201.56	88.08	43.7%	56.3%

※全体は、2 地域の調査結果を足して算出したもの

2) 食品ロス（直接廃棄、食べ残し）の割合

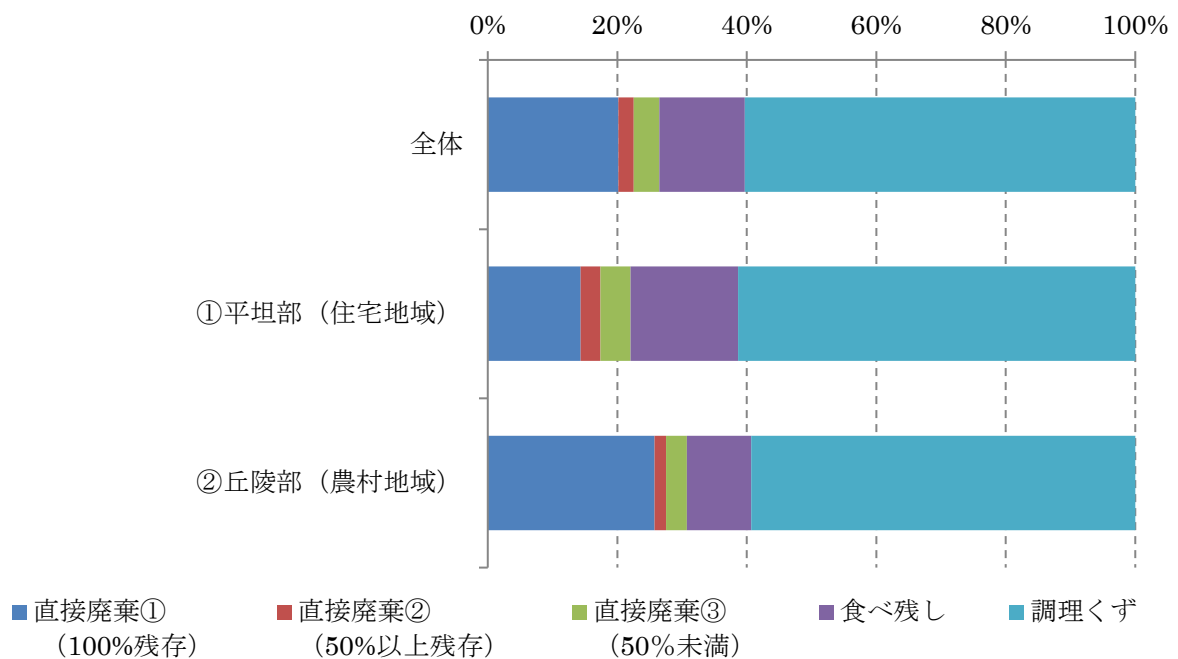
食品廃棄物のうち、調理くずを除く、直接廃棄及び食べ残しを食品ロスとする。

食品廃棄物のうち食品ロスの重量割合について（図表 4）、2地域の全体では40.3%、地域別に見ると①平坦部（住宅地域）が39.1%、②丘陵部（農村地域）が41.2%となっている。地域によって食品ロスの割合は異なり、②丘陵部（農村地域）の食品ロスの割合は、①平坦部（住宅地域）よりも2.1ポイント多い。

直接廃棄に着目すると、2地域の全体で全く手付かずの直接廃棄（100%残存）は、食品廃棄物のうち21.7%を占めており、①平坦部（住宅地域）では12.9%、②丘陵部（農村地域）では28.0%と、②丘陵部（農村地域）の方が①平坦部（住宅地域）よりも15.1ポイント高い結果となった。

また、食べ残しに着目すると、2地域の全体では14.0%、①平坦部（住宅地域）が20.3%、②丘陵部（農村地域）が9.5%と①平坦部（住宅地域）が②丘陵部（農村地域）よりも10.8ポイント高い結果となった。

図表 4 食品ロス（直接廃棄、食べ残し）の割合（大井町）



	食品ロス割合	うち直接廃棄（手付かず）			うち食べ残し
		100%残存	50%以上残存	50%未満残存	
全体	40.3%	21.7%	2.0%	2.6%	14.0%
①平坦部（住宅地域）	39.1%	12.9%	2.4%	3.5%	20.3%
②丘陵部（農村地域）	41.2%	28.0%	1.8%	1.9%	9.5%

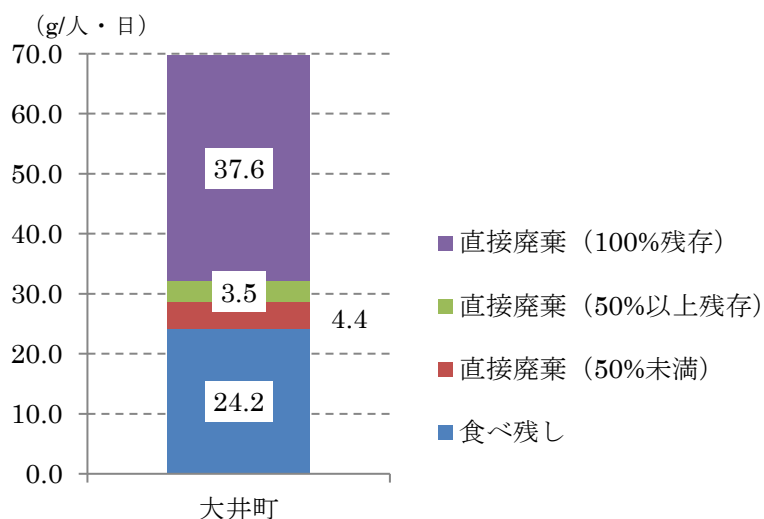
※全体は、2地域の調査結果を足して算出したもの。いずれも重量ベース。

また、端数処理の関係で合計が一致しない場合あり

3) 1人1日あたりの食品ロス発生量

- 本町の人口（令和7年3月末時点 17,354人）から1人1日あたりの食品ロス発生量を推計すると 69.7g/人・日となり、その主な内訳を見ると直接廃棄（手付かず、100%）が 37.6g/人・日、食べ残しが 24.2g/人・日と推計された。

図表 5 1人1日あたりの食品ロス発生量（大井町）



4) 昨年度調査結果との比較

令和6年度（令和7年1月23日実施）の調査結果と比較すると、食品ロスの割合は全体で0.6ポイント、1人1日あたりの食品ロス発生量では、3.3g増加した。

	令和7年度調査		令和6年度調査		対前年度比較	
	食品ロス割合	1人1日あたりの食品ロス発生量	食品ロス割合	1人1日あたりの食品ロス発生量	食品ロス割合	1人1日あたりの食品ロス発生量
全体	40.3%	69.7g	39.7%	66.4g	0.6	3.3g
①平坦部（住宅地域）	39.1%		38.6%		0.5	
②丘陵部（農村地域）	41.2%		40.7%		0.5	

5) 今後の対応について

本年度の調査では、1人1日あたりの食品ロス発生量および食品ロス割合が前年度より増加しており、引き続き食品ロス削減に向けた取組を強化する必要がある。特に、食品ロスの内訳では直接廃棄（100%残存）の割合が高いことから、購入時の見極め不足や家庭内での在庫管理、計画的な消費の徹底が課題であると考えられる。

このため、今後も広報紙やSNS等を活用し、買いすぎない、使い切る、食べきるといった家庭で実践しやすい行動の周知・啓発を継続する。

また、期限表示の正しい理解、冷蔵庫内の見える化、余り食材の活用 など、日常生活の中で取り組みやすい工夫についても、分かりやすく発信していく。

加えて、国においても、食品ロス削減推進法に基づき、事業者、消費者、行政が連携した食品ロス削減 が進められており、買い物における「てまえどり」の推進、需要に応じた販売・発注の適正化、フードドライブや寄附食品の活用など、多様な取組が展開されている。本町においても、こうした国の動向を踏まえ、町民への啓発、事業者への協力要請、関係団体との連携を通じて、食品ロスの削減を一層推進する必要がある。

さらに、地域別に見ると、丘陵部（農村地域）と平坦部（住宅地域）で食品ロスの内容に差が見られることから、地域の実情に応じた啓発を行うとともに、事業者に対しても、適正な在庫管理、売れ残りの抑制、食品ロス削減への協力 について周知を図る必要がある。

なお、令和6年度から開始した生ごみ処理機器等購入費補助事業については、家庭から排出される生ごみの減量化に資する取組として、引き続き制度の周知を行い、家庭における食品廃棄物の削減を推進していく。

調査実施時の写真

直接廃棄（100%残存）



①平坦部（住宅地域）



②丘陵部（農村地域）

直接廃棄（50%以上残存）



①平坦部（住宅地域）



②丘陵部（農村地域）

直接廃棄（50%未満残存）



①平坦部（住宅地域）



②丘陵部（農村地域）

食べ残し



①平坦部（住宅地域）



②丘陵部（農村地域）

調理くず



①平坦部（住宅地域）



②丘陵部（農村地域）